

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中二〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人土肥幸代の上告趣意第一は、違憲（三八条三項違反）をいうが、原判決の維持する第一審判決は、所論Aの供述のみに基づき所論の事実を認定したものではなく、他に同人の任意提出書謄本、B作成の鑑定書を挙示していることがその判文上明らかであるから、結局、所論違憲の主張は、原判決の結論に影響がない違憲の主張に帰し、同第二は、事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年二月六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	三
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光